

学校現場での「日の丸・君が代」の強制に反対する意見書

東京都教育委員会が、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」と題する「通達」と「実施指針」に基づいて、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を初めとして、式次第から設営に至るまで事細かく定め、学校と教職員、さらには事実上児童・生徒や保護者にこれを強要していることに対しては、国旗・国歌を大切に思う人々も含めて、多くの人々から「強制するのはよくない」と、疑問の声が上げられている。また、こうした一律的な押しつけは、児童・生徒と教職員の思いを込め創意・工夫を凝らした対面方式、フロア形式等の卒業式・入学式をできなくしている。

「日の丸」・「君が代」は、かつて日本が行った戦争のための国民総動員的手段にされ、この戦争で日本とアジアの諸国民は、多大な惨禍をこうむり、「日の丸」・「君が代」は日本軍国主義のシンボルとして受けとめられてきた。こうした歴史的な経緯から、国民の間には「日の丸」・「君が代」に対して、実にさまざまな思いがあり、これらを掲揚、斉唱することについても、賛否両論が分かれている。

こうした状況のもとで、入学式・卒業式等の出席者に「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を一律に求めることは、これを是としない人たちの「思想、信条の自由」、「内心の自由」を侵害することになり、日本国憲法に照らして許されないことである。国会で国旗・国家法が制定された際にも、「義務づけを行うことは考えておらず」、「こどもの内心にまで立ち入って強制しようという趣旨のものではなく」との政府見解が示されている。

特に学校教育は、子どもたちの個性を尊重し、能力と可能性を引き出し、人間的な成長をはぐくむ営みであり、児童・生徒にも、教職員にも「思想、信条の自由」、「内心の自由」がしっかりと保障されなければならない。

よって、本市議会は、東京都に対し、児童・生徒の一生に一度しかない卒業式や入学式が「内心の自由」が保障されたもとで行われ、保護者や教職員の心からの祝福のもとで行われるように、下記のことを求める。

記

- 1 卒業式、入学式等において、国旗掲揚、国歌斉唱を強制しないこと。
- 2 「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」と「実施指針」を撤回すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年 3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男